

## 美波町自動運転実証調査業務公募型プロポーザル実施要領

### 1. 趣旨

この要領は、町が発注する自動運転実証調査業務委託（以下「本業務委託」という。）について、透明性及び公平性を確保しながら、豊富な経験、実績、優れた技術力及び信頼性を有する最も適した契約候補者を特定するために行う公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）による契約実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### 2. 業務概要

#### (1) 業務名

美波自動運転実証調査業務

#### (2) 業務目的

本業務は、美波町における急速な人口減少・高齢化および交通事業者の運転手不足といった地域交通の構造的課題に対応し、町民－特に高齢者などの交通弱者－及び観光客を含む多様な移動ニーズに応える、持続可能な地域公共交通の実現を目的とする。

#### (3) 業務内容

別添「美波町自動運転実証調査業務委託仕様書」参照

#### (4) 業務期間

契約日の翌日から令和8年3月10日まで

### 3. 委託見積限度額

14,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

### 4. 参加資格

本プロポーザルに参加するものは次のすべての要件に該当すること。

- (1) 過去に同等の業務実績を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 国または地方自治体から指名停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立中又は破産手続中でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立がなされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をした者でないこと。
- (7) 美波町暴力団等排除措置要綱（平成23年3月25日付け美波町告示第6号）の入札参加排除措置を受けていないこと。

### 5. 募集内容及び参加申込

#### (1) 募集方法

## 公募型プロポーザル方式

### (2) 仕様書等に関する質問及び回答

仕様書等に関して質問がある場合は、下記期間内に電子メールにより総務課へ質問書(様式1)を提出してください。

質問書受付期間：令和7年5月12日(月)から令和7年5月20日(火) 17時00分まで

メール：somu@minami.i-tokushima.jp

質問に対する回答は、令和7年5月21日(水)まで随時町のホームページで公表します。

### (3) 参加申込み方法

参加申込書等の提出期限、提出先及び提出方法

① 受付期間 令和7年5月12日(月)から令和7年6月11日(水) 17時00分(必着)

②提出先 美波町総務課

〒779-2395 徳島県海部郡美波町奥河内字本村18-1

③提出方法 郵送又は持参

※受付期間終了後に到達したものは受理しません。

※申込書類は、書留または簡易書留で郵送してください。

### (4) 提出書類及び注意事項

ア 審査に参加する者は、次の書類を提出してください。

①参加表明書(様式2) 1部

②会社概要書(様式3) 1部

③業務実績書(様式4) 1部

④参考見積書及び内訳書(任意様式) 1部

イ 業務提案書

①実施方針および工程計画(任意様式) 1部

②業務提案書(鏡：様式5、内容：任意様式) 1部

③業務の実施体制(様式6) 1部

ウ 提出書類すべての電子データ(PDF ファイル) 1式

エ 業務提案ヒアリングは、1提案あたり30分(提案説明20分+質疑10分)以内とし、時刻は別途連絡します。

オ 審査結果の通知

審査結果については、速やかに電子メール等で通知します。また、結果に対する異議は認めません。なお、優先交渉権者については、美波町ホームページで公表します。

## 6. 審査概要

別添「美波町自動運転実証調査業務委託公募型プロポーザル審査要領」を参照ください。

## 7. 契約について

### (1) 契約の締結について

ア 優先交渉権者

本プロポーザルにおいて選定された優先交渉権者は、随意契約の相手方として速やかに本町へ見積書及び業務費内訳書を提出することとします。

イ 見積書

見積書の金額が参考見積書に記載された金額を超えることはできません。

ウ その他

優先交渉権者が契約締結までに「4. 参加資格」の条件を満たさなくなった場合や事故等の特別な事由により契約が不可能となった場合は、審査結果が次点であった者から順に繰り上げて随意契約の相手方とします。

(2) 契約条件

支払条件： 美波町財務規則のとおりとします。

(3) 無効となる参加申込

次の各号のいずれかに該当するものは無効の申込とします。

ア 参加資格のない者が提出したもの。

イ 虚偽その他不正な手段により参加資格を得た者が提出したもの。

ウ 指定する方法以外の方法で提出されたもの。

エ 必要な提出書類を満たしていないもの。また、記載に不備があるもの。

オ 提案制限価格を超える金額を記載した参考見積書により提出されたもの。

(4) プロポーザルの停止、中止及び取消し

やむを得ない事由等によりプロポーザルを実施することができないと認められる場合、プロポーザルを停止、中止または取り消すことがあります。この場合において、プロポーザルに要した費用を美波町に請求することはできません。

9. 日程

| 日 程                          | 項 目                                                                                 |
|------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和7年 5月12日（月）                | ・ プロポーザル公告<br>・ プロポーザル実施要領等の公表開始<br>・ 参加表明書及び業務提案書の提出開始<br>・ 参加表明書及び業務提案書に対する質問受付開始 |
| 令和7年 5月20日（火）<br>17時まで       | ・ 参加表明書及び業務提案書に対する質問書の提出期限                                                          |
| 令和7年 5月21日（水）<br>まで随時 HP で回答 | ・ 参加表明書及び業務提案書に対する質問書の回答                                                            |
| 令和7年 6月11日（水）<br>17時まで       | ・ 参加表明書及び業務提案書の提出期限                                                                 |
| 令和7年 6月17日（火）<br>10時から       | ・ 業務提案書ヒアリング及び審査の実施                                                                 |
| 令和7年 6月17日（火）                | ・ 優先交渉権者の選定<br>・ 審査結果の通知および公表                                                       |
| 令和7年 6月下旬（予定）                | ・ 契約の締結                                                                             |

9. その他

(1) 参加申込にかかるすべての費用（郵送料、業務提案書の作成及びプレゼンテーション等）は参

加者の負担とします。

(2) 提出された書類はいかなる理由によっても返却しません。また、提案内容は美波町に帰属します。

(3) その他契約に関する事項については美波町財務規則を準用します。

#### 10. 問い合わせ先

〒779-2395

徳島県海部郡美波町奥河内字本村18-1

美波町総務課 担当者：福岡将人

TEL：(0884) 77-3611

FAX：(0884) 77-1666

E-mail：[somu@minami.i-tokushima.jp](mailto:somu@minami.i-tokushima.jp)

#### 附則

この要領は、令和7年5月12日から施行する。